

令和3年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月15日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時10分
場 所 下関市役所菊川総合支所1階会議室

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	欠席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか5名

傍聴人:なし

令和3年度第3回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（大和事務局長）

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」のち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第3回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号15番 藤本康洋委員と、議席番号16番 金田豊和委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は1,019㎡、位置図は3、4ページ、公図は5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約1.6kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、市外に居住しており農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じ経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は譲受人の[REDACTED]、譲受後は野菜や花木を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。

説明の前に議案書の訂正がございます。備考欄の本人の従事日数を60日と記載しておりましたが、正しくは養畜事業に係る年間作業日数を含めた350日でございます。本日お配りいたしました議案書の訂正書にて確認をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

登記地目は畑7筆、合計面積は46,904㎡、位置図は6ページから8ページ、公図は9ページから20ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から東へ約2.2kmから2.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、農作業が困難で農業後継者がいない譲渡人の要望に、和牛の繁殖経営している譲受人が応じたものでございます。

譲受人の農機具保有状況については、備考欄に記載のとおりでございます。

申請地は、譲受人の[REDACTED]の距離に位置しており車で通作するもので、譲受後は和牛の粗飼料となる牧草を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番。

大変申し訳ございません。本案件も議案書の訂正がございます。経営面積を「15,928.81㎡」と記載しておりましたが、正しくは借地1筆を含む「17,840.81㎡」でございます。本日、お配りいたしました議案書の訂正書にて確認をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は2,115㎡、位置図は21、22ページ、公図は23ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線阿川駅から南へ約1.1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており管理が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じ経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は譲受人の[REDACTED]に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

7番の下田です。6月7日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。この案件は、市外に居住しており農業後継者がいない譲渡人が申し出たものです。現地は、やや雑草が生えているものの、よく管理されている農地でした。譲受人は農事組合法人の代表であり、しっかりと農業に取り組んでいます。今後は、この土地に花木や野菜等を植えて管理するとのこと。農地の有効な活用が期待されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番及び3番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

議席番号18番の有田です。2番と3番の案件について報告いたします。6月6日、農業委員2名と事務局職員1名で現地調査を行いました。まず2番の案件について、申請地は国営農地開発事業により整備された農地ですが、かなり前から休耕状態であることが見てとれました。この度の所有権移転により、適正に管理されることが望まれます。譲受後は、繁殖経営を行う譲受人が、自家消費用の牧草を作付けする予定であり、営農計画の内容、機械の保有状況か

らみて問題はないと判断しました。

次に3番の案件について、申請地は譲受人の自宅から近く、譲受人が所有する農地に挟まれていることから効率の良い耕作が期待されます。機械の保有状態についても何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

なお、2番の案件の譲受人は畜産を営んでいるとのことですので、議席番号1番 阪田 実委員、補足があれば願います。

阪田 実委員

1番阪田でございます。今、紹介がありましたように畜産業を営んでおりました、譲受人をよく存じております。譲受人は、防府市の農業大学校畜産課を卒業した頃から、どうしても牛を飼いたいと考え、菊川町の空いた牛舎を見つけ就農しております。日々、牛の世話を一生懸命頑張っております。これだけの広い農地を荒らすようなことがあれば、畜産関係者の信用を失墜させると言い聞かせております。ゆくゆくは牛舎を移築し、より広い場所で畜産に取り組む予定とのことでございます。以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、1番の案件について、議席番号■■■■番 ■■■■が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しています。審議の間の退席をお願いします。

(XXXXXXXXXX 退席)

議長（山田会長）

それでは、1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書24ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は26、27ページ、公図は28ページ、土地利用計画図は29ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北へ約2.9kmに位置する農地で、令和2年度第10回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご審議いただき「意見なし」とした案件で、令和3年6月2日付けで農用地から除外された、過去に農業公共投資の対象となった集団性のある農地で、農地法施行令第5条第1号及び第2号、農地法施行規則第40条第1号及び第2号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、農耕用車両等が公道から農業用倉庫に効率よく進入するための進入路の整備を目的に農家住宅の敷地拡張を行うもので、一体利用地の2筆は申請者の所有地でございます。

本案件は、全体面積が、1,000㎡を超える計画となっておりますが、進入路部分及び法面部分を除く有効実測面積は998.17㎡となることから、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の東側に隣接した農地がございますが、造成しブロック塀を新設する計画となっております。

一体利用地からの汚水は合併浄化槽で処理され河川に放流され、雨水は農業用排水路又は河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、下関土地改良区から、土地改良区の事業に支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本案件は追認案件で、申請地は約30年前に造成し、平成5年頃にはブロック塀が設置され進入路として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は、第1種農地ではございますが、農家住宅の拡張に係る部分の面積が既存敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

1 番の案件について、事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

議席番号 1 2 番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

1 2 番の坂田です、1 番の案件について報告をさせていただきます。6 月 3 日に農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地を確認いたしました。ここは以前に農業振興地域整備計画の変更の申請があったところで、宅地に接する農地の形が悪いため、まっすぐに成形し使い易い進入路としようとするものです。既に宅地として利用されていることから、追認案件となります。この度の農振地区除外の許可に伴って、農地法の申請を行うものです。隣接の農地との間には石垣があり、加えてブロック塀を設けることから、隣接農地に被害が及ぶこともなく問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

1 番の案件について、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」のうち 1 番の案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番の案件について、原案のとおり許可することと決しました。

なお、本案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とします。

( 着席)

議長（山田会長）

それでは、2 番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 25 ページをお開きください。2 番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は 30、31 ページ、公図は 32 ページ、土地利用計画図は 33 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ約 750 m に位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由につきましては、自己所有の登記地目「宅地」のみでは敷地面積が不足することから、申請地を含めて農家住宅の建築を計画したものでございます。一体利用地の 2 筆は、申請者の所有地でございます。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地はなく、汚水は合併浄化槽で処理され雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、前土地所有者である申請者の父親が、昭和 60 年に農地法の許可なく土地利用計画図どおりの住宅を建築していたもので、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

2 番の案件について、事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

議席番号 1 番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1 番阪田でございます。6 月 8 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。現地は住宅が立ち並んでいる所でございます。昭和 60 年に建物が建築され、その建物がいまだに残っているものでございます。これは致しかたないのかなと感じました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

2 番の案件について、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」のう

ち2番の案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって2番の案件について、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書34ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は38、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南へ約710mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、6棟の建売住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は買い物等の利便性に恵まれ、既存の住宅団地にも接しており、住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、現在耕作しておらず農作業の依頼先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地は市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

なお、申請地の西側には農業用の私水路が設置されており、その部分が開発区域外となっておりますが、農地転用後も譲受人が水路として管理いたします。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に一部隣接した農地がございすが擁壁を新設する計画で、汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設の道路側溝から既存の市道側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。許可する場合は、開発許可と同時施行となります。

総会議案書35ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は42、43ページ、公図は44、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約780mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第

1号に該当する「第1種農地」でございます。

転用目的は、事業用及び従業員用の駐車場19台分の整備を目的に、工場の敷地拡張を行うものでございます。

申請理由につきましては、業務量の増加により既存工場内へのトラックの乗り入れが多くなり、トラックの待機場所や旋回場所確保の為に既存駐車場の移転を計画したものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の9筆は全て譲受人の所有地で、計画規模は土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が北側にございますが、見切ブロックを新設する計画で、一体利用地からの汚水は公共下水道で処理され、雨水は農業用排水路又は既存の排水路から道路側溝に放流されるため、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

なお、本案件は無断転用で、時期や目的等は不明でございますが、譲渡人に相続により所有権移転がなされた平成23年時には、既に砂利が敷かれた状態であったことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は第1種農地ではございますが、工場敷地の拡張に係る部分の面積が既存敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書36ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は47、48ページ、公図は49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から北へ約200mに位置している、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第43条第2号に該当する「第3種農地」となります。

転用目的は、10台分の参拝者駐車場でございます。

申請理由につきましては、県外に居住しており耕作及び維持管理が出来ない譲渡人が、譲受人に申し出たもので、現在、参拝者用の駐車場が手狭な状態が続いており路上駐車も頻繁に発生していることから、この度の計画に至ったものでございます。寄付による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており確保は確実で、計画規模は土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが既存ブロック塀で分断されております。

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路又は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

本件は「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。
36ページに戻りまして、4番。

大変申し訳ございません。本案件も議案書の訂正がございます。備考欄の全体面積の記載に誤りがありましたので、本日お配りいたしました議案書の訂正書にて確認をお願いいたします。

それではご説明いたします。

申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は51、52ページ、公図は53ページ、参考として一体利用地の位置を示した図面は54ページ、土地利用計画図は55ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所長府支所から北西へ約1.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。転用目的は、2棟の長屋住宅建築でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は住環境が良く、長屋住宅の需要が見込まれることから、立地条件に恵まれている祖父所有の申請地に計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地の■■■■と■■■■は譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は県道部分や法定外公共物部分のみで、道路工事施行承認申請書等、開発に必要な全ての申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の南東側に隣接した農地がございますが、申請地よりも高く、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設される貯留槽から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

本案件は「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。許可する場合は、開発許可と同時施行となります。

総会議案書37ページをお開きください。5番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は56、57ページ、公図は58、59ページ、土地利用計画図は60、61ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約500mに位置している、農地法施行令第15条及び農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地でございます。

申請理由につきましては、申請地は総合支所や学校、スーパー等の近くに位置しており、住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、会社員で耕作の意思がない譲渡人と、高齢で耕作が困難となり管理が出来ない譲渡

人らが、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断いたしました。

一体利用地の[]につきましては、土地所有者から開発行為の同意書が提出されており、残りの一体利用地は市道加工部分や法定外公共物加工部分のみで、道路工事施行承認申請書及び法定外公共物加工許可申請書が提出されていることから確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の一部に隣接した農地がございませがコンクリートブロック塀を新設する計画となっており、汚水は集落排水で処理される予定で、雨水のみ新設の道路側溝から加工予定の市道側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、下関市菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されており、「他に適当な土地はなく」提出された申請書類から農地転用許可し得るものと判断できることから、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可する場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。本案件は、開発許可と同時施行となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件について、議席番号3番 江村卓三委員、報告をお願いします。

江村卓三委員

3番の江村です。1番の案件から申し上げます。6月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地で、現在耕作はされておらず、農作業の依頼先が見つからない譲渡人が、交通の便も良く住宅の需要が見込まれる当地につい

て、譲受人の要望に応じたものでございます。申請地は市道沿いの農耕地で一面は住宅団地に接しており、農業用用水路として使われていた水路は三面張りの水路で、今後も譲受人が管理するとのことでもございました。また、唯一農地に接している面は道路計画となっておりまして、構造物が設置されることから農地への影響はないと判断をいたしました。

続きまして2番の案件でございますけど、同じく6月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は農業公共投資の対象となっていない集団性のある第1種農地で、相続により農地を取得した譲渡人が、隣接地で事業を行っている会社の工場拡張のために、譲受人が申し出たものでございます。現地は既に砂利で整地されており、譲渡人は何の目的でいつ頃行ったものか分からない状態でもございまして、始末書が提出されているものでございます。譲受人は工場拡張により現存駐車場の移転と駐車台数の増を計画されておられまして、土砂の流出対策として見切りのブロック塀を計画されるなど、周辺農地への影響はないと判断をいたしました。以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号4番 藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

議席番号4番の藤野です。3番の案件について説明いたします。すぐる6月7日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。譲渡人は県外に居住しており、今後も耕作及び維持管理が困難なことから、隣接する宅地と共に寄付することを譲受人の宗教法人に申し出たところ、譲受人が参拝者用の駐車場が手狭で近隣に迷惑をかけないように駐車場の整備を計画したもので、雨水は自然流下で農業用排水路及び道路側溝に放流され、汚水の発生もなく周辺農地に影響がないことから特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1番阪田でございます。さる6月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現

地を確認いたしました。現地の隣は開発されておりますので、引続く宅地になると思いますが、家が建ち並んでいくなかで申請されたものと思います。雨水につきましても壁を作りまして側溝に流すということで、汚水につきましても浄化槽で処理するというので、周りの農地に関しましては影響がないということでございます。そういった意味では、仕方ないかなという感じでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。さる6月3日、事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認して参りました。特定建築条件付売買予定地ということで、現地に行った時は畑の状態ではございましたが草がたくさん生えておりました、何ら手が入られていないという状態ではございました。この所有者のうち1人は会社員として生計をたてており農業を行うことはないため、もう1人は高齢のため耕作が困難となり管理もできないため、譲受人の要望に応じたものでございます。なお、申請地は街のなかでございまして、ほぼ住宅が建っておりまして住宅の間に農地が残っているという状況でございます。そういったことでも農業をされる人はいないというふうに判断しております。集落排水等の配管が通っておりますので汚水等の処理も十分できると思います。何ら問題ないと思われま

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございませうか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

なお、2番については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」お諮りします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

総会議案書62ページをお開きください。1番。

説明の前に議案書の訂正がございます。大変申し訳ございません。議案書に申請者の氏名が漏れておりました。本日、お配りいたしました議案書の訂正書に記載させていただいておりますので確認をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は535㎡、申請地の位置図は63、64ページ、公図は65ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ約2.7kmに位置する土地でございます。

令和3年6月3日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

議案書記載のとおり申請地は雑木等が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

62ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は175㎡で、申請地の位置図は66、67ページ、公図は68ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東へ約1.7kmに位置する土地でございます。

令和3年6月3日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

現地調査にて、梅の木を4本確認しておりますが、大部分は山林化しており、現地にて計測したところ、梅の木の確認できた部分は30㎡程度で、全体の7割は山林化した状態であったことから、現地調査の結果、現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

6月3日、農業委員2名、事務局職員2名、農地利用最適化推進委員1名の5名で現地を確認してきました。昭和62年頃、県道の拡張のために分筆し埋め立てて以来、水田として水を張ることができないため農地として利用できなくなった、そういった経緯がございます。そして、その後20年来管理されておらず笹、木などが繁茂しているため、非農地と判断させていただきました。以上です。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。2番の案件について説明いたします。6月3日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名の5名で現地の調査を行いました。申請地の上の山はもとみかん園であります。その入口の農道の上に位置しております。30年前頃までは畑として使っていたようですが、その後耕作をしておらず荒廃状態であります。入口の一部に4本ほど梅の木がありましたが、大半が大木と竹が繁茂し大部分が山林化しておる状態でありまして、非農地と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 現況確認について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川局長補佐）

ご説明します。

総会議案書69ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番。

本案件も、説明の前に議案書の訂正がございます。■■■■■の登記地目、現況地目を「公衆用道路」と記載しておりましたが、正しくは、「用悪水路」の誤りでございました。本日お配りいたしました議案書の訂正書に記載させていただいておりますので、確認をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は70、71ページ、公図は72ページ、土地利用計画図は73ページをご覧ください。

この度の申出地は、田2筆、公衆用道路1筆、用悪水路1筆でございますが、農地転用許可申請では、公衆用道路と用悪水路の2筆は一体利用地となります。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約1.3kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった集団性のある農地で、計画変更の理由は変電所の増設計画によるものでございます。

本案件は、農用地区域からの除外で重要変更となり、除外後の農地区分は農地法施行令第12条第1号及び第2号に該当する「第1種農地」となります。

本件の農地転用時の許可基準は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当いたしております。

69ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は74、75ページ、公図は76ページ、土地利用計画図は77ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約4kmに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫を建築するためでございます。

す。本案件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

69ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は78、79ページ、公図は80ページ、土地利用計画図は81ページをご覧ください。

本案件の申出地3筆は、新田地区の農業競争力強化農地整備事業地内にある創設換地予定地で、事業主体の山口県から申出者に、令和3年2月25日付で一時利用換地通知がなされております。

また、農地転用許可申請時に必要な創設換地計画適合証書も、既に令和3年3月12日付で山口県より交付されております。

申請地は、下関市役所王司支所から北東へ約1.2kmに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫の建築及び育苗用地にするためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です、1番、2番の案件について説明をいたします。6月3日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。1番の案件は■■■■の■■■■の増設に伴う計画の変更で、現況施設の南側の公衆道路2筆と田2筆を再生可能エネルギーの利用拡大等により電気設備の容量が増加する見込みであり、安定した電力供給が困難になる虞があるため施設増設工事を実施するものです。他の法令等に基づく許可も協議中であり、また利害関係者と協議し内諾を得ています。汚水はなく、雨水は自然流下で水路から河川へ放流いたします。地域住民及び市全体としても重要なインフラであり、やむを得ないと思います。

2番の案件は農用地から農業用施設用地として地域の農事組合法人の保有する農機具を保管するための変更です。申出地は法人経営農地の中心に位置し、市道にも接しており、面積も適当であり、現在は自己保全管理中であります。

農地中間管理機構の集積、法人への貸付となっております。汚水はなく、雨水は排水路を利用し、周辺は山林と市道に挟まれ日照等も他に影響なく、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号4番 藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

はい、4番の藤野です。3番の案件について説明します。すぐる6月7日、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。農業施設用地に変更するもので農業競争力強化農地整備事業の整備にあわせ規模を拡大し、作業効率を図り収穫率を上げるため、農機具、農薬管理倉庫並びに育苗用農地が必要となるため、周辺農地への営農に影響のない当該地を選定したもので、汚水は浄化槽を設置し適正に処理されます。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、「意見なし」と決しましたので、その旨を下関市長に回答します。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書82ページをお開きください。1番。

この案件は、令和3年6月30日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、83ページから95ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令

和3年6月30日公告予定分)」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書96ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。内容につきましては、97ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」（豊田区域分）と98ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、別紙「議案第7号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、「意見なし」と決しましたので、その旨を下関市長に回答します。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書99ページをご覧ください。提案理由は、99ページに記載しておりますとおり、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり、公表内容について決定を求めようとするものでございます。賃借料の情報提供につきましては、平成21年12月の改正農地法施行後、実施しているものでございます。

100ページをお開きください。100ページの「農地賃借料情報（令和2年度）（案）」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用賃借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10a以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。

下関区域は14地区、豊浦は5地区、菊川は3地区、豊田は5地区、豊北は8地区に区分しております。101ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

続いて「議案第8号関係資料」の表面をご覧ください。こちらは、平成30年度、令和元年度及び令和2年度の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

関係資料の裏面をご覧ください。こちらは総会議案書100、101ページの賃借料情報を、5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

なお、承認後、関係資料の裏面の内容を市のホームページへ掲載いたします。また、総会議案書100、101ページの内容につきましては、利用権設定

期間終了通知を送付する際に同封し、事務局窓口や農協支所等でも希望者へ配布できるようにする予定でございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第9「議案第9号 下関市都市計画審議会委員の推薦について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書102ページをお開きください。これは、下関市長から農業委員会に、都市計画審議会の委員を委嘱するにあたり、農業分野からの学識経験委員の推薦依頼があったため推薦しようとするものでございます。

下関市都市計画審議会委員として、当委員会は、従来から会長職務代理者を推薦しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。職務代理者である議席番号5番 田崎育子委員、お引受け願えますか。

田崎育子委員

職務代理者ということで、会長をはじめ皆様からご意見をいただきながら、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

ありがとうございます。

それでは、下関市都市計画審議会委員として、田崎育子委員を、農業委員会として推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、田崎育子委員を推薦することと決しました。田崎委員、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

次に日程第10「議案第10号 農業委員会法第37条の規定による情報の公表について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、お手元に配布いたしております議案10号関係資料に基づきまして、内容説明をさせていただきます。

農業委員会法第37条に、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されております。公表の方法といたしましては、平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知に定める別紙様式1「活動の点検・評価」及び別紙様式2「活動計画」によることと農林水産省経営局農地政策課長から通知がございました。

従いまして、「令和2年度の点検・評価」及び「令和3年度の活動計画」に整理いたしましたので、今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページに掲出するとともに、県を通じ国に報告いたします。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。「農業委員会の状況」として、本市の「農業の概要」及び「農業委員会の現在の体制」を記載しております。

「1 農業の概要」は、耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕地面積は農林業センサスのデータによるものでございます。また、遊休農地面積は利用状況調査結果、農地台帳面積は農地台帳によりそれぞれ記載しております。

「2 農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。

続きまして2ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。

「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和2年度の目標及び実績」は、集積実績は2,253ha、達成状況は70.12%でございました。

「3 目標の達成に向けた活動」、「4 目標及び活動に対する評価」は記載のと

おりでございます。

3ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和2年度の目標及び実績」は、参入面積目標18.8ヘクタールに対し、参入実績面積は10.1haにとどまり目標を達成できませんでしたが、参入経営体数は参入目標6経営体に対し、実績として9経営体が参入いたしました。なお、「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和2年度の目標及び実績」ですが、解消目標2haに対し、解消実績は7haでございました。なお、「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」、「2 令和2年度実績」及び「3 活動計画・実績及び評価」はそれぞれ記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございますが、記載のとおり、農地法第3条に基づく許可事務に係る昨年度の処理件数は合計44件、農地転用に関する事務に係る処理件数は合計91件でございました。

7ページをご覧ください。「農地所有適格法人からの報告への対応」及び「情報の提供等」の状況でございますが、それぞれ記載のとおりでございます。

8ページには、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「事務の実施状況の公表等」について記載しております。

続きまして、9ページをご覧ください。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。このページには、「農業委員会の状況」について記載しております。

「1 農家・農地等の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」については、1ページの「令和元年度の点検・評価」と同一の内容でございます。

次に、10ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」にある集積面積目標は、先月の農業委員会で決定いたしました「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づきまして、目標値として2,547haを設定しております。

次に、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和3年度の目標

及び活動計画」につきましては、これも「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づきまして、参入目標数6経営体、参入目標面積18.8haとしております。

11ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」にある遊休農地の解消面積は、これも「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づきまして、目標を「2ha」としております。

また、「違反転用への適正な対応」について、「1 現状及び課題」及び「2 令和2年度の活動計画」は、それぞれ記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がございますか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第10号 農業委員会法第37条の規定による情報の公表について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第11「報告第1号」から日程第23「報告第13号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご報告いたします。

総会議案書104ページから108ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は17件ございました。

109ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転届出について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

110ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は2件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

121 ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

122 ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は1件ございました。

123 ページ、報告第6号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により通知を交付いたしました。

124 ページ、報告第7号「現況確認について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

128 ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により証明を交付いたしました。

129 ページ、報告第9号「農地造成期間延長願について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により受理書を交付いたしました。

130 ページ、報告第10号「農地造成計画変更届について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により受理書を交付いたしました。

138 ページ、報告第11号「農地造成完了届について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

139 ページから149 ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が21件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

150 ページ、報告第13号「農地の転用事実に関する証明について」は4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第8号までについて、ご質問等がございますか。

ご質問等がございますか。

阪田 実委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

阪田 実委員

第10号についてですが、相続に関してはどのように届出ののですか。

事務局（藤井主任）

相続を担当しております事務局の藤井と申します。通常は死亡届の提出の手続のため支所や総合支所に来られた際に、農業委員会にお立ち寄りいただき書面により届出いただいております。

なお、相続に関する受理通知は相続の権利を証明するものではなく、あくまで農地を相続する予定の方に提出していただいているものでございます。

以上でございます。

阪田 実委員

死亡届の届出の際に、農地法に関する説明書類を渡していますか。

事務局（藤井主任）

今後の農地の管理についてのご質問等が寄せられることはございますが、説明書類としてお渡ししておりません。

阪田 実委員

農地を相続された方は自分の物になったと思われると思います。しかし、農地法に基づく手続については知らない方が多い。そのために追認案件が目につく

のではないのですか。農業委員会として、農地法の説明資料なりを相続される方に渡し周知するようにすべきではないかと思いますが、いかがですか。

事務局（岡本主任）

農業委員会事務局で農地転用の概要についての資料を作成し、受理通知書とあわせて交付することを検討いたします。

議長（山田会長）

阪田委員、よろしいですか。

阪田 実委員

はい。

議長（山田会長）

事務局の方で善処するとのことですので、よろしく申し上げます。
他にございませんか。

岩本憲慈委員

はい。

議長（会長）

どうぞ。

岩本憲慈委員

17番の岩本と申します。報告第12号の賃借権の合意解約とありますが、4番の理由が借手の農業法人が解散したためとあるのですが、法人というのは簡単に解散できるものなのですか。

事務局（稲田主任）

農業委員会は手続の詳細は把握しておりませんが、最終的に官報に解散と記載され公告されるものと承知しております。

当該法人は、令和3年4月27日付け官報に解散と記載され公告されておりますので、その日付をもって合意解約されたとなっております。

以上でございます。

岩本憲慈委員

法人はそのように簡単に解散されるものなのですか。

事務局（中川局長補佐）

法人の解散はしかるべき手続によって行われたと承知しております。

事務局（稲田主任）

手続につきましては、事務局で確認の後に、別途岩本委員にご説明するという
ことでよろしいでしょうか。

議長（山田会長）

岩本委員、それでよろしいですか。

岩本憲慈委員

はい。

議長（山田会長）

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

金田豊和委員

16番金田です。報告9号2番の農地造成の期間延長について、毎回同じこと
を聞いて申し訳ないのですが、これは体調不良を理由に1年延長ということ
ですか。

事務局（藤井主任）

この案件につきましては、2年前から延長理由である体調不良が生じており
ます。農地造成の期間延長は最大1年とされておりますので、この度の届出とな
ったものでございます。

施工業者である■■■■が代わって手続を行っておりますが、届出の受付の
際に、親族の方々とも相談のうえ、この度の延長期間中に作付計画を実施するよ
う求めています。

以上でございます。

議長（山田会長）

よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第3回定例総会の閉会」を
宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....